



○京丹後市営バス運行事業に関する条例	○久美浜町営バス運行事業に関する条例	○弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則						
<p>(運賃) 第6条 市営バスの運賃の額は、乗車1回につき上限200円とし、別表第8のとおりとする。</p> <p>(回数券) 第7条 市営バスの回数券の名称、対象者、枚数及び金額は、次のとおりとする。 (1) 一般回数券 次号以外の者 20枚 3,000円 (2) 中高生回数券 中学生及び高校生 20枚 2,000円</p>	<p>(料金) 第4条 町営バス(バス事業者運行事業を除く。)の料金は、利用の日において、次の各号に定める利用者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1) 中学生以上(遠距離通学者の中学生を除く。) 乗車1回当たり300円 (2) 小学生(遠距離通学者の小学生を除く。) 乗車1回当たり150円 (3) 65歳以上の高齢者 乗車1回当たり200円 (4) 6歳未満の小児(保育園児を含む。) 無料</p> <p>(年齢を証する書類等の提示) 第4条の2 前条第3号に規定する利用者は、料金を支払うときにおいて、65歳以上であることを証する書類等を乗務員に提示し、その確認を得なければならない。</p> <p>(料金の徴収方法) 第5条 町営バスの料金の徴収方法は、現金又は乗車券により徴収するものとする。</p> <p>(回数券割引) 第6条 乗車券を一括して15枚以上購入した場合は、回数券割引を適用する。 2 前項の規定により料金を割引く回数券は、4種類とし、その名称、対象者、乗車券綴り枚数及び金額は、次の各号の定めるところによる。 (1) 学生回数券 中学生及び高校生 20枚 3,000円 (2) 障害者回数券 身体障害者、知的障害者及び精神障害者で、規則で定める者及びその付添人 23枚 3,000円 (3) 施設回数券 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第17条、第41条及び第44条に規定する施設並びに知的障害者福祉法(昭和35年法律第37</p>	<p>(運賃の種類) 第8条 運賃の種類は、普通旅客運賃、定期旅客運賃、回数旅客運賃、割引旅客運賃とする。</p> <p>(普通旅客運賃) 第9条 普通旅客運賃は、1区間の最低運賃を40円とし、別表に定めるとおりとする。 2 普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。</p> <p>第10条 削除</p> <p>(割引旅客運賃) 第12条 割引旅客運賃の適用方法は次のとおりとし、割引率は50%とする。 (1) 身体障害者割引 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているもの及び介護人(町において介護人を必要と認める場合)とする。 (2) 児童福祉法の適用を受けるものに対する割引 児童福祉法第17条、第41条から第44条に規定する諸施設により養護又は保護を受けているもの及び付添人(町において付添人を必要と認める場合)とする。 2 旅客運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引をしないものとする。</p> <p>(最低運賃) 第13条 運賃の計算上において別に定める最低運賃に満たないときは割引の有無にかかわらず最低運賃を適用する。</p> <p>(小児運賃) 第14条 12歳未満(小学校6年生以下)のものの運賃は、第9条から第11条に定める額の50%とする。</p> <p>(回数旅客運賃) 第11条 回数旅客運賃は次表によるものとし、同一停留所間を多回数乗車する場合に適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1982 1717 2677 1822"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 券片</td> <td>片道旅客運賃を10倍した額</td> </tr> <tr> <td>22 券片</td> <td>〃 20倍した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	運賃	11 券片	片道旅客運賃を10倍した額	22 券片	〃 20倍した額
区分	運賃							
11 券片	片道旅客運賃を10倍した額							
22 券片	〃 20倍した額							

○京丹後市営バス運行事業に関する条例	○久美浜町営バス運行事業に関する条例	○弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則
<p>(運賃の徴収方法) 第8条 市営バスの運賃は、現金又は回数券により徴収するものとする。</p> <p>(運賃の減免) 第9条 市長は、災害その他特別の理由があると認める場合は、市営バスの運賃を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(運行業務の委託) 第10条 市営バスの運行業務は、民間事業者に委託することができる。</p>	<p>号)第21条の5から第21条の8までに規定する施設において養護又は保護を受けている者及びその付添人 20枚 3,000円 (4) 回数券 前3号以外の者 15枚 3,000円</p> <p>(証明書等の提示) 第7条 前条第2項第1号から第3号までの規定による回数券割引の適用を受けようとする者(前条第2項第2号及び第3号に規定する付添人を除く。)は、当該回数券を購入する際に在学証明書、身体障害者手帳その他該当者であることを証する書面を乗車券発売者に提示し、その確認を得なければならない。 2 前項の規定により購入した回数券を使用して乗車する場合は、当該回数券に係る在学証明書、身体障害者手帳その他適用者であることを証する書面を乗務員に提示し、その確認を得なければならない。</p> <p>(沿線地域協力金) 第8条 町営バス運行の沿線地域の住民は、沿線地域協力金を町に納入するものとする。 2 沿線地域協力金の額、納入方法及び納入時期等については、町と当該地区区長会との協議によりその都度決定するものとする。</p> <p>(運行業務の委託) 第9条 町営バス(バス事業者運行事業を除く。)の運行業務は、民間事業者に委託することができる。</p> <p>(運行管理者の選任) 第9条の2 町営バスの運行管理者(バス事業者運行事業に係る運行管理者を除く。)の選任は、事業形態に応じて規則で定める。</p>	<p>(運賃等の払込) 第16条 町営バスの利用者は下車の際、運賃、乗車券片を車内備え付けの料金箱に投入し運転者の確認を受けなければならない。</p> <p>(乗車券等の無効) 第15条 次に掲げる乗車券片は無効とする。 (1) 乗車券片を使用する旅客が途中下車した場合における前途の区間 (2) 回数乗車券の券片を切り離したもの</p> <p>(旅客運賃の免除) 第12条の2 次に掲げる者に係る旅客運賃については、免除するものとする。 (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による1級、2級及び3級の身体障害者手帳を所持する者 (2) (1)と同程度の知的障害児(者)</p> <p>第3条 町は、町営バス事業にかかる運行に関するつぎの業務(以下「委託業務」という。)を民間事業者に委託するものとする。 (1) 町営バスの乗客輸送に関する運行業務 (2) 運賃の徴収及び収納に関する事務 (3) 前各号に付随する事務</p> <p>(運行管理者、整備管理者の選任) 第4条 前条の規定により町営バス事業にかかる運行に関する業務の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)は、道路運送法第25条の2の規定により自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理させるため運行管理者を選任し、町長に報告しなければならない。 2 受託者は、道路運送車輛法第50条の規定により自動車の点検及び整備等に関する事項を処理させるため、町長の承諾を得て整備管理者を選任するものとする。</p> <p>(安全運転の義務)</p>

○京丹後市営バス運行事業に関する条例	○久美浜町営バス運行事業に関する条例	○弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則
<p>(乗車の制限)</p> <p>第11条 次に該当する者に対しては、乗車を制限することができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者</p> <p>(2) 運行上必要な指示に従わない者</p> <p>(原状回復及び損害賠償の義務)</p> <p>第12条 自己の責任に帰すべき理由により、車両若しくはその附帯設備を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところにより、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>		<p>第5条 受託者は委託業務の処理にあたっては、道路交通法、道路運送法、自動車運送事業等運輸規則並びに道路運送車両法の定めるところにより運行の安全性を確保するとともに乗客の利便を図り、サービスの向上に努めなければならない。</p> <p>(運賃等の納付)</p> <p>第17条 受託者は、前条の運賃等を料金箱のまま、翌日(休日のときは翌翌日。)すみやかに会計管理者に納付しなければならない。</p> <p>(安全運転のため必要な措置)</p> <p>第18条 受託者は、運行の安全性を確保するため、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 車輛は常に整備し、完全な状態におくこと。</p> <p>(2) 仕業点検を確実に励行すること。</p> <p>(3) 乗務員の過労防止のため必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 走行は常に安全な速度と細心の注意をもって行うこと。</p> <p>(5) 保安上疑義のある車輛の運行については、整備管理者と十分協議すること。</p> <p>(6) 運行中重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれのあるときは、運行を停止する等適切な措置を講ずること。</p> <p>(7) 車輛の乗降口の扉を閉じた後でなければ発車しないこと。</p> <p>(8) その他運行の安全性を確保するため必要と認めること。</p> <p>(非常事態の措置)</p> <p>第19条 町営バスの運行中重大な事故その他非常事態が発生したときは直ちに運転を停止し、負傷者等の救護及び他の乗客の安全性を確保するとともに、直ちに町長に報告し指示を求めなければならない。車輛の故障その他の事由により運転を継続することができない場合においても同様とする。</p> <p>(運転日誌)</p> <p>第20条 受託者は、別に定めるところにより運転日誌を作成し町長に提出しなければならない。</p> <p>(清掃、消毒等)</p> <p>第21条 車内は常に清掃し、毎月消毒を実施して清潔に保持しなければならない。</p> <p>(車内禁煙、危険物の持込等)</p> <p>第22条 何人も車内において喫煙し、又は危険物を持ち込んで서는ならない。</p> <p>(目的外使用の禁止)</p> <p>第23条 町営バス運行のため設置された車輛その他の施設は目的外に使用してはならない。ただし、緊急止むを得ない場合において、運行業務に支障の</p>

○京丹後市営バス運行事業に関する条例	○久美浜町営バス運行事業に関する条例	○弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則																																																						
<p>(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則) 第14条 偽りその他不正の行為により、運賃の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。 (久美浜町営バス運行事業に関する条例の廃止) 2 久美浜町営バス運行事業に関する条例(平成11年久美浜町条例第27号)は、廃止する。 (経過措置) 3 この条例の施行の日前に購入された回数券は、この条例の規定により購入された回数券とみなす。</p> <p>別表第1(第3条関係) 川上線</p> <table border="1" data-bbox="210 1339 1012 1482"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市野々</td> <td>布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院</td> <td>久美浜駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第3条関係) 佐濃北線</p> <table border="1" data-bbox="210 1549 1012 1692"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐野乙</td> <td>円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院</td> <td>久美浜駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ( )内は、運行時間帯又は季節により経由する経過地である。</p> <p>別表第3(第3条関係) 二区環状線</p> <table border="1" data-bbox="210 1864 1012 1934"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	市野々	布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院	久美浜駅	運行区間			起点	主な経過地	終点	佐野乙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院	久美浜駅	運行区間			起点	主な経過地	終点				<p>(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(過料) 第11条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>附 則 この条例は、近畿運輸局京都陸運支局長の許可のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則(平成12年3月28日条例第34号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成15年6月24日条例第20号) (施行期日) 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第6条第2項の規定により購入された回数券は、この条例による改正後の第6条第2項の規定により購入された回数券とみなす。</p> <p>別表第1(第2条の2関係) 川上線</p> <table border="1" data-bbox="1071 1339 1893 1482"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市野々</td> <td>布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院</td> <td>久美浜駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第2条の2関係) 佐濃北線</p> <table border="1" data-bbox="1071 1549 1893 1728"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐野乙</td> <td>円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院</td> <td>久美浜駅</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ( )内は、運行時間帯又は季節により経由する経過地である。</p> <p>別表第3(第2条の2関係) 二区環状線</p> <table border="1" data-bbox="1071 1864 1893 1934"> <thead> <tr> <th colspan="3">運行区間</th> </tr> <tr> <th>起点</th> <th>主な経過地</th> <th>終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	運行区間			起点	主な経過地	終点	市野々	布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院	久美浜駅	運行区間			起点	主な経過地	終点	佐野乙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院	久美浜駅	運行区間			起点	主な経過地	終点				<p>ない範囲で町長の許可を受けた時はこの限りでない。</p> <p>(乗車券の販売) 第24条 定期乗車券を除く乗車券の販売は、町において行うほか、京都丹後農業協同組合弥栄支店に委託するものとする。 2 京都丹後農業協同組合弥栄支店は、毎月の乗車券の販売結果の報告書を翌月5日までに町長に提出し、販売金額は遅滞なく会計管理者に納付しなければならない。</p> <p>(その他必要な事項) 第25条 この規則に定めるもののほか、町営バス事業の設置並びに運行管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則 1 この規則は、昭和47年2月1日から施行する。 2 この規則中、定期旅客運賃に関する規定は当分の間適用しないものとする。 附 則(昭和56年7月9日規則第6号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成9年3月26日規則第2号) この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則(平成10年12月24日規則第11号) この規則は、公布の日から施行し、平成10年11月26日から適用する。 附 則(平成12年3月22日規則第2号) この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成19年4月1日規則第35号) この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第9条関係) 【略】</p>
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						
市野々	布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院	久美浜駅																																																						
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						
佐野乙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院	久美浜駅																																																						
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						
市野々	布袋野・市場・高龍中学校・久美浜高校・甲山駅・久美浜病院	久美浜駅																																																						
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						
佐野乙	円頓寺・長野・丸山・壱分・永留・(高龍中学校)・(久美浜高校)・(甲山駅)・久美浜病院	久美浜駅																																																						
運行区間																																																								
起点	主な経過地	終点																																																						

○京丹後市営バス運行事業に関する条例

久美浜駅	久美浜病院・奥馬地・河梨・河内・久美浜小学校・久美浜駅	久美浜病院
------	-----------------------------	-------

別表第4（第3条関係）

田村線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
岡	田村小学校・平田・丹後神野駅・甲山・久美浜病院・久美浜中学校	久美浜駅

別表第5（第3条関係）

湊線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
旭	蒲井・葛野・神野駅・神崎・久美浜病院・久美浜中学校	久美浜駅

別表第6（第3条関係）

佐濃南線

バス事業者が、別に定める。

別表第7（第3条関係）

弥栄延利線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
溝谷	等楽寺・延利・弥栄病院前・鳥取・黒部・中山・野中・須川	溝谷

別表第8（第6条関係）

1 運賃表

対象者	単位	金額
(1) 中学生以上の者	乗車1回につき	次項の表のとおり
(2) 小学生	乗車1回につき	第1号の半額 (10円未満の端数は切り捨て)
(3) 障害者及びその介護人又は付添人	乗車1回につき	第1号の半額 (10円未満の端数は切り捨て)
(4) 小学生未満の者		無料

(備考)

「障害者」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者で規則で定める者をいう。

2 市営バスの運賃表（対象者：中学生以上の者）

○久美浜町営バス運行事業に関する条例

久美浜駅	久美浜病院・奥馬地・河梨・久美浜駅	久美浜病院
------	-------------------	-------

別表第4(第2条の2関係)

田村線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
岡	田村小学校・平田・神野駅・甲山・久美浜病院・久美浜中学校	久美浜駅

別表第5(第2条の2関係)

湊線

運行区間		
起点	主な経過地	終点
湊小橋	葛野・神野駅・神崎・久美浜病院・久美浜中学校	久美浜駅

別表第6(第2条の2関係)

佐濃南線

バス事業者が、別に定める。

○弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則



